愛西市と明治安田生命保険相互会社とのSDGsの推進に係る 包括連携に関する協定書

愛西市(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進、地元への愛着及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 経済面の取組

新しい産業の創出や新しい市場への進出の支援への協力などに関すること。

(2) 社会面の取組

全ての世代が健康で安心して暮らせる環境づくりへの協力などに関すること。地域共生社会に向けた取組などに関すること。

安全・安心なまちづくりの推進への協力などに関すること。

(3) 環境面の取組

地球温暖化への対応と環境保全及び環境負荷軽減の取組への協力などに関すること。

- (4) その他、地域の活性化及びSDGsの推進・普及啓発に関すること。
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとと もに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むもの とする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体 的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等 に関し、随時協議を行うものとする。

(有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前ま

でに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

(協定の変更等)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定 を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項 を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による 承諾を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開 示する場合は、この限りでない。
- 2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都 度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1 通を保有するものとする。

令和4年1月17日

- 甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 愛知県愛西市 愛西市長 日永 貴章 (自署)
- 乙 愛知県名古屋市中村区椿町15-21 明治安田生命保険相互会社 名古屋西支社長 宮尾 潔 (自署)